

論説

裁判員裁判の最終弁論における配布書面と視覚資料

弁護士・東京大学法科大学院客員教授

岩本憲武

I. はじめに

II. 検討の前提となる事実

- 1 最終弁論の目的
- 2 検察官による論告の存在
- 3 聴き手
- 4 評議に要する期間

III. 最終弁論における配布書面・視覚資料が持つ機能

- 1 陳述の補助
- 2 評議の補助

IV. 最終弁論で用いられる配布書面・視覚資料

- 1 配布書面
 - (1) 原稿形式の書面
 - (2) メモ形式の書面
 - (3) スライドを印刷した書面
- 2 視覚資料の例
 - (1) スライド
 - (2) 大型パネル
 - (3) ホワイトボード

V. 裁判員裁判の最終弁論における配布書面・視覚資料の利用方法について

- 1 メモ形式の書面を陳述前に配布する方法
- 2 メモ形式の書面を陳述前と陳述後に2種類配布する方法
- 3 視覚資料としてスライド等を用いて陳述した後にメモ形式の書面を配布する方法

VI. おわりに

I. はじめに

刑事裁判の最終弁論は、弁護人が求める結論が正しいことについて、裁判官と裁判員を説得する目的でおこなわれる。被告人の権利及び利益を擁護するため最善の弁護活動に努める義務を負う弁護人（弁護士職務基本規程第46条）は、その説得に成功しなければならない。

最も重要なことは、言うまでもなく最終弁論の内容を説得力あるものにするところである。しかし、これも当然のことながら「説得のためには内容が最も重要」であるからといって「内容さえよければ必ず説得に成功できる」わけではない。

最終弁論は、公判廷で弁護人によって口頭で1度だけ陳述される。「説得」とは、「相手に自己の主張を説明して納得させること」だから、いかに優れた内容を持つ弁論でも、それが裁判官と裁判員に伝わり、納得を得なければ意味がない。しかも、その納得は、最終弁論が終わった瞬間から、評議が結論に達するまでの間、彼らの中で維持され、判決に反映されなければならない。

そこで、弁護人が最終弁論に成功するには、内容を説得的なものとするだけでなく、それを法廷における1回りの陳述で裁判官と裁判員に余すところなく伝えて納得させる技術、すなわち「法廷技術」が必要となる。裁判員制度の導入が決定されて以降、現在に至るまで、弁護人に必要な証人尋問や冒頭陳

述、弁論の技術について、刑事弁護に熱意を持つ弁護士たちによる研究と実践が重ねられてきた。現在では、日本弁護士連合会や全国各地の弁護士会において実演型の法廷技術研修が毎年定期的におこなわれている。また、法廷技術について論じる書籍や専門誌も複数出版されている¹⁾。

そうした研修や文献では、弁護人は最終弁論において、予め用意した原稿を読み上げるのではなく、裁判官・裁判員とアイ・コンタクトを取り、その反応を確かめながら、生き生きとした言葉で語りかけるべきであると指摘されている。「できる限り平易な日本語を用いなければならない。」「明瞭な発音、聴き取りやすい大きさ、聴き取りやすい速さで語る必要がある。」「センテンスごと、トピックごとに、適切な間を置いて語ることも重要である。」ともいわれる²⁾。最終弁論は、弁護人が裁判官・裁判員を説得して、求める結論が正しいことを受け入れさせるために最善をつくすべき最大かつ最後の機会であることを考えると、これらの指摘はいずれも正当である。

さらに、裁判員裁判の最終弁論では、陳述の際に裁判官・裁判員に書面を配布したり、法廷のモニタに映し出したスライド等を見せたりすることが一般的におこなわれている（以下、本稿では、裁判員裁判の最終弁論における陳述の前後に配布される書面を「配布書面」、陳述時に視覚的に示されるそれ以外

の資料を「視覚資料」と呼ぶ）。

こうした配布書面や視覚資料は、その内容や利用方法次第で裁判官・裁判員の理解や判断に大きな影響を与える。そのため、法廷技術を論じる文献の多くも、こうした書面や資料の利用を最終弁論における重要な法廷技術のひとつとして位置づけている³⁾。

ところが、裁判員経験者に対して実施されているアンケートでは、当事者の法廷での説明や証拠調べについて、「わかりやすかった」とするものの割合は、弁護人が検察官より明らかに低く、逆に「わかりにくかった」とするものの割合は、弁護人が検察官より明らかに高い、という結果が続いている⁴⁾。このアンケート項目は、検察官と弁護人の主張立証について、その内容も含めた全体に対する印象を問う趣旨と読めるため、裁判員が必ずしも「最終弁論のわかりやすさ」だけに焦点をあてて回答したものとはいえない⁵⁾。また、この結果に対しては、強大な捜査権限をもって集めた証拠により公訴事実を立証する立場の検察官の主張立証と、それに疑いを差し挟む立場の弁護人の主張立証の「わかりやすさ」を単純に比較できるのかという疑問もある。

しかし、当事者追行主義の下で、検察官の主張立証に弁護人のそれを対峙させる形で進行する審理や評議のあり方を念頭に置いたとき、裁判員の中に、弁護人の主張立証の「わかりやすさ」が検察官よりも劣ると感じた者が少なからずいることは、無視すべきでな

1) 日本弁護士連合会編『法廷弁護技術（第2版）』（日本評論社、2009）、高野隆＝河津博史編著『刑事法廷弁護技術』（日本評論社、2018）、ダイヤモンドルール研究会ワーキンググループ編著『実践！刑事証人尋問技術 事例から学ぶ尋問のダイヤモンドルール』（現代人文社、2009）、ダイヤモンドルール研究会ワーキンググループ編著『実践！刑事証人尋問技術 part2 事例から学ぶ尋問のダイヤモンドルール』（現代人文社、2017）。また、現代人文社が出版する専門誌『季刊刑事弁護』では法廷技術についての特集がたびたび組まれている（「高野 VS 後藤 最高の法廷技術から学ぶ」102号（2020）、「公判の命運を左右する被告人質問」95号（2018）、「専門家証言を攻略する」84号（2015）、「328条——効果的な反対尋問のために」81号（2015）、号「弁論は自由に」77号（2014）等）。

2) 高野＝河津・前掲注1)265-266頁。

3) 裁判官の立場から冒頭陳述や論告・最終弁論における配布書面等に言及したものとして橋本一＝坂本好司「冒頭陳述と論告・弁論」判タ1402号5頁（2014）。

4) 最高裁判所「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書」（https://www.saibanin.courts.go.jp/topics/detail/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html、2021年7月22日最終閲覧）について、平成30年度から令和2年度までの3年分を見ると、法廷での説明や証拠調べを「わかりやすかった」とするものは検察官が例年60%台後半であるのに対し、弁護人は例年40%前後である。他方、「わかりにくかった」とするものは検察官が例年4%前後であるのに対し、弁護人は例年15%前後となっている。

5) しかし、アンケートが評議の終了後間がない時期に実施されていることからすると、回答する裁判員の意識の上では、評議で吟味された双方の主張、すなわち検察官の論告と弁護人の最終弁論の「わかりやすさ」に相応のウエイトを置いて回答されたものと見るのが自然であろう。

い。

そして、上記アンケートの自由記載欄や、裁判所が主催しておこなわれる裁判員経験者と法曹三者の意見交換会⁶⁾における裁判員の発言では、弁護人が最終弁論で用いた配布書面が、検察官の配布書面と比較して劣っている旨の指摘がされることが少なくない⁷⁾。

個別の事件での活動にも検察庁という組織としての統一的な対応方針が色濃く反映される検察官と異なり、個別の事件における弁護人の活動は個々の判断に完全に委ねられている。そのため、配布書面や視覚資料についても、それらを利用するかどうか、どのようなものをどのように利用するかは弁護人により様々である。そのことは、各事件の弁護人が自由な発想で効果的な最終弁論をおこなうことにもつながっている。しかし、他方で、弁護人がそれらを十分に活用できていない、あるいは好ましくない利用をしたために、最終弁論に説得力をもたせることに失敗している例があり、それが上記のような裁判員の評価や指摘に反映されているのではないかと考えられる。

そこで、本稿では、裁判員裁判の最終弁論における配布書面と視覚資料について、まず検討の前提となる事実を確認した上で（Ⅱ）、その機能（Ⅲ）と事例（Ⅳ）を挙げ、それらをどのように活用することが効果的かを検討する（Ⅴ）。

なお、筆者は、2019年より、本学の実務家教員として、裁判官、検察官の教員とともに「刑事模擬裁判」の授業を担当しているが、本稿の内容は担当教員3名の考えを代表するものではなく、あくまで筆者の個人的な見解である。

Ⅱ. 検討の前提となる事実

話し手が、聴き手の理解を助けるために、書面を配布したり、視覚的な資料を示したりすることは、たとえば学校の授業や会社の会議等でも広くおこなわれている。裁判官や裁判員を含め、私たちは、日常生活の中でそのような手法に慣れ親しんでいる。それでは、裁判員裁判の弁護人は、研修の講師や会議の発言者と同じような感覚で配布書面や視覚資料を利用すればよいのだろうか。配布書面・視覚資料の活用を検討する前提として、「裁判員裁判の最終弁論」という場面に特有の事情を整理してみたい。

1 最終弁論の目的

最終弁論の目的は、単に「話し手の話の内容を伝えて理解させること」だけではない。弁護人は聴き手である裁判官・裁判員に、評議の中で、弁護人が最終弁論で述べた主張を支持させなければならない。

6) 全国の裁判所における意見交換会の議事録は裁判所のWEBサイトから閲覧できる (<https://www.saibanin.courts.go.jp/access/ikenkoukan/index.html>, 2021年7月22日最終閲覧)。

7) さいたま地方裁判所平成30年6月6日実施の意見交換会の裁判員発言「資料の作成能力というか、完成度の点で大幅に弁護人と検察官で違いがあると思ひまして、私の事件では検察官の資料が3色、4色使って、強調されているところは文字が大きくなったり太字になったり、時系列も整理されていて分かりやすかったのですが、弁護人から出されたのは2色印刷ぐらいで、本当に文字だけで、大きく被告人はやっていないとか、中身はもちろん書いてありますが、結局自分の中で整理するのに役立つ色々細かい知識や、時系列での整理がされていなかったの、弁護人の主張をしっかりと考える時間が少なくなってしまったのかなと思います。」(31頁) (<https://www.courts.go.jp/saitama/vc-files/saitama/file/h30.6.6ikenkoukankai.pdf>, 2021年7月22日最終閲覧)。東京地方裁判所令和元年11月28日実施の意見交換会の裁判員発言「あとは、論告・弁論については、正直今回もらった資料の量が違い過ぎて、検察官側と弁護人側での論告と弁論の資料の差が激し過ぎて、もうちょっとここある程度うまくバランスを取れないのかなとは正直感じる部分ではありました。弁護人側は難しいんだろうなという内容ではあるんですけども、片や3枚ぐらいでぱっと事細かに説明されて、ここはこうでこうでという話がある検察官側と、1枚で、はいと渡された弁護人側だと、すごく差があるなというのは思っていて、それで何か結論づけるというのは、すごく差があるのかなというのは感じました。」(34頁)、「正直その論告の方がすごくまとまっていて分かりやすかったの、それで内容が網羅されてしまったというか。なので、弁護人側が言っているのは、あくまでその中でここはちょっと違うなと思っていますみたいな、肉付けするというか、備え付けというぐらいの感じにしか思えなかったです。」(34-35頁) (<https://www.courts.go.jp/tokyo/vc-files/tokyo/2020/saibanin-gi-ji-r011128.pdf>, 2021年7月22日最終閲覧)。

しかも、裁判員裁判の最終弁論における聴き手は1人ではなく、裁判官と裁判員という集団である。その集団に、弁護人が最終弁論で主張した内容に沿った結論(判決)を出させるには、彼らが行う評議の中で、その過半数の支持を獲得しなければならない。評議の判断は、裁判官と裁判員の双方の意見を含む過半数の意見によるとされているからである(裁判員法第67条第1項)。そこで、弁護人は最終弁論によって、1人でも多くの裁判官・裁判員の説得を目指すことになる。そして、もし評議の開始時点で、裁判官・裁判員の中で、弁護人の主張に納得している者が、納得していない者よりも少なかった場合には、評議において、前者の裁判官・裁判員が、弁護人に代わって、後者の裁判官・裁判員と議論し、彼らを説得し、評議の終了時点では、前者が半数を上回ることを期待しなければならない⁸⁾。

この点で、最終弁論は、個々の聴き手に話の内容を伝えて理解させることを目的とする学校の授業やセミナーの講演とは大きく異なる。どちらかといえば、会社等の会議で、企画の提案者が、会議の参加者に自らの提案内容を支持させるためにおこなうプレゼンテーションに近い。

2 検察官による論告の存在

裁判員裁判では、最終弁論の直前に、検察官による論告がおこなわれる⁹⁾。その内容は、通常、弁護人が最終弁論で主張する内容と対立する。弁護人が公訴事実を争い、最終弁論で無罪を主張しようとする事件では、その前に検察官から被告人が有罪であるとの論告がおこなわれるし、事実に争いがなく量刑のみが問題となる事件でも、最終弁論に先立つ論告の中で、量刑事情について、弁護人よ

りも厳しい評価が示され、弁護人が主張する予定の量刑よりも重い求刑がされることが多い。

したがって、弁護人は、裁判官と裁判員に「検察官の主張よりも弁護人の主張の方が正しい」と、最終弁論の内容を支持させる必要、わかりやすい表現を使えば、検察官というライバルの論告に「勝つ」必要がある。この点でも、弁護人の最終弁論は、競合相手がいる企画会議等におけるプレゼンテーションによく似た面がある。

3 聴き手

企画会議等のプレゼンテーションでは、聴き手が、話し手と同じ会社で普段一緒に働いている従業員や役員、あるいは所属する組織は異なっても、同じ業界で普段から顔を合わせている者であったりする。そのため、プレゼンテーションをする話し手自身が、聴き手がどのような背景や考えを持った人たちであるか把握できていることが少なくない。

しかし、裁判員裁判の最終弁論はそうでない。説得すべき聴き手は、通常、職業裁判官3名と一般市民から抽選で選ばれた裁判員6名からなる混成チームである¹⁰⁾。裁判官たちは法律に関する専門知識を共有し、職業として普段から一緒に同じ裁判所で働く同僚の関係にあるが、裁判員は、職業や経歴も様々で、通常は法律的な専門知識は有さず、平素はそれぞれ異なる日常生活を送る「知らない者同士」の関係である。そして、弁護人には、選任された裁判員の氏名以外の情報、たとえば住所や職業等は何も知らされない。このように多様な聴き手に向けておこなう最終弁論において、その内容がどのように受け止められるのかを正確に予測することは、不特定多数の聴衆が参加する講義やセミナーと同様に

8) 逆に、仮に評議の開始時点で、最終弁論の内容に納得している裁判官・裁判員が過半数を占めていたとしても、そうでない裁判官・裁判員の反論にあい、彼らが説得されてしまうことを防がなければならない。

9) 被害者参加人のいる事件では、被害者参加人やその委託を受けた弁護士が、検察官の論告の後に、事実または法律の適用について意見を陳述することができる(刑訴法第316条の38第1項)。この意見陳述がなされた場合は、弁護人の最終弁論はその後となる。

10) その他に補充裁判員を置くことができるとされ(裁判員法第10条)、実際に行われている裁判員裁判では補充裁判員が置かれるのが通常である。

難しい。

しかも、講義やセミナーと異なり、最終弁論では、その途中や終了後に、話し手である弁護人が、聴き手である裁判官・裁判員との間で質疑応答をおこなうことは予定されていない。無言で耳を傾ける裁判官と裁判員に向けて最終弁論をおこなう弁護人には、彼らがどの程度その内容を理解し、共感したのかを問いかけて確認する機会はない。

4 評議に要する期間

検察官の論告と弁護人の最終弁論を踏まえておこなわれる評議は、通常、複数の日程にまたがる。その日の評議の終了時刻から、次の評議の開始時刻までの間は、裁判官も裁判員も当該事件の事実認定や量刑判断の議論から離れる。人間の記憶力には限界があり、評議の日程が進むにつれて、論告や最終弁論について記憶が曖昧になったり、誤った内容で記憶喚起されたりする危険性が高くなる。また記憶力には個人差があるから、記憶力の優れた者と、そうでない者がいた場合、評議の中で、後者が記憶の喚起に苦労しているうちに前者が議論を先へと進めてしまい、後者が評議の中で十分に意見を主張できない事態が起こりうる。

Ⅲ. 最終弁論における配布書面・視覚資料が持つ機能

上記のような特徴を有する裁判員裁判の最終弁論において、弁護人が用いる配布書面・視覚資料は、以下の2つの機能を持つ。

1 陳述の補助

最終弁論において、弁護人は、公判で取り調べられた証拠をどのように評価するのか、それによって当該事件の争点についてどのような判断を下すことが正しいのかという「証拠についての議論」を示す。そこでは、複数の議論の結論を総合的に評価して最終的な結論が導かれる場合や、ある証拠についての議論の結論が、他の証拠についての議論の前提

となっている場合がある。また、個々の議論の中でも、結論の理由付けが複数挙げられることは珍しくない。このような証拠についての議論を、耳から聴くだけで、その論理的な構造まで含めて正確に理解することは、裁判官にも裁判員にも容易なことではない。さらに、多くの証拠が取り調べられた事件では、弁護人が最終弁論で言及した証拠が、どの証拠のどの部分を指しているのか、その場では直ちに記憶喚起できない場合も少なくないはずである。

そこで、弁護人が最終弁論を口頭で陳述する際に、陳述している項目の表題（例「目撃者の証言は信用できるか?」）や、重要なキーワード・数値等（例「現場に街灯無し」「30m離れた地点」）を視覚で認識できる文字情報として裁判官・裁判員に示すことは、彼らに「いま何について話しているのか」「どのような事実が重要なのか」に注意をひきつけ、その内容を印象付けることに役立つ。さらに、その主張内容についてキーワード同士を矢印で結んで図式化したり、表形式で整理したりしたものを見せれば、その相互の関係を、口頭の陳述のみに頼る場合よりもわかりやすく示すことができる。

また、陳述の中で、たとえば現場の図面や凶器の写真等の証拠に言及する際も、それを見せれば、「どの証拠について論じているのか」を裁判官・裁判員に直ちに理解させることができる。図面や写真の中で特に着目すべき点を矢印で示したり、丸で囲ったりすれば、その理解をさらに助けることができる。弁護人から量刑について意見を述べる場合にも、裁判所の「量刑検索システム」を用いて得られた同種事件の量刑傾向を示す棒グラフを示すこと等が有効である。

こうした陳述の補助は、後に挙げるスライド等の視覚資料を用いておこなうだけでなく、配布書面にその機能をもたせることも可能である。すなわち、陳述に先立って、陳述内容を箇条書きにしたり、図表形式で整理したり、あるいは証拠の写真や図面の一部を縮刷したものを掲載した配布書面を裁判官・裁判員に配って、陳述の進行に沿って参照させるという方法である。

2 評議の補助

人間の記憶力には限界があるため、口頭でおこなわれる最終弁論の内容を、聴いた時点では理解しても、その内容についての記憶をその後の評議の期間中、正確に維持し続けることは容易ではない。特に、争点の多い事件ほど、弁論で述べられる内容は多く、評議にも長期間を要することになるが、その期間中、評議と他の日常生活の間を行き来し続ける裁判官と裁判員が、最終弁論から何日も何週間も経った後の評議の場で、何の手掛かりもなしに最終弁論の内容を正しく記憶喚起して引用し評議に活かすことは困難である。

そこで、弁護人は、評議の中で弁護人が主張した内容を裁判官と裁判員に正しく記憶喚起して評議に反映させるためのツールを提供する必要がある。

最終弁論の内容が記載された配布書面は、評議の場で裁判官・裁判員が各自参照することによって、弁護人が主張した内容が正しく記憶喚起され、議論で引用されることを補助する役割を持つ。他方、法廷で用いられた視覚資料は、評議の場でもその内容が参照されれば、最終弁論の内容を記憶喚起するツールになりうる。もっとも、後に指摘するとおり、視覚資料は、評議の際に裁判官・裁判員の各自が随時、自由にそれを参照することは困難な場合が多いことに留意するべきである。

IV. 最終弁論で用いられる配布書面・視覚資料

これまでに見たとおり、弁護人が最終弁論で用いる資料には、①形式面では、陳述の前後に印刷した紙面を配布する「配布書面」と、それ以外の形式で陳述中に視覚的に文字や図表等を示す「視覚資料」があり、②機能面では、「陳述の補助」と「評議の補助」という2つの役割がある。以下では、現在の裁判員

裁判の最終弁論で弁護人が用いている配布書面と視覚資料について、上記2つの機能を念頭にその特徴を指摘して整理する。

1 配布書面

(1) 原稿形式の書面

口頭で陳述する内容を逐語的に文章形式で記載した書面であり、弁護人の中には、裁判員裁判の最終弁論において、そのような形式の書面を、陳述に先立って裁判官・裁判員に配布する者もいる。そのような弁護人は、その原稿を「読み上げる」形で最終弁論をおこなうことが通常である。

この方式によれば、裁判官・裁判員は、弁護人の陳述内容を、それが文章で記載された原稿を目で追って確認しながら聴くことになる。その意味では原稿形式の配布書面は一応、口頭の陳述を補助する機能を持つとはいえる。しかし、その効果には大きな疑問がある。多数のページにわたる原稿形式の資料は、その構造についての一覧性に欠け、視覚的に理解を助ける効果は薄い。原稿形式の資料を手元に配布された裁判官と裁判員は、弁護人の陳述を耳で聴くことよりも、資料に書かれた内容を黙読する方へ意識を集中させてしまい、弁護人の陳述を離れて原稿を読み進めてしまう可能性が高い。また、彼らの視線は手元に落とされたままとなり、弁護人には目を向けなくなる。読み上げ原稿を事前に配布することはアイ・コンタクトの機会を失わせる大きなリスクを持つ¹¹⁾。

さらに、評議の補助としても原稿形式の配布書面は不向きである。複数ページに文章形式で記載された手元の原稿から、評議で議論されている論点についての記述を議論の進行に合わせて迅速に見つけ出すことは容易ではない。たとえ見つけ出しても、連続して記載された文章の中からの的確にその要点を抽出して自分の意見に反映させることは困難であり、特に、評議の場やそこでおこなわれる議論に不慣れた裁判員にはそのデメリットが顕

11) 最高裁判所・前掲注4「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(平成30年度)」には「弁護人の方は、原稿を読んでいるという印象が強く、下を向いて話されている事が多かったし、早口だったので聞き取りにくく、内容がよくわからなかったところも多かったです。」(196頁)という裁判員の指摘がある。

著である¹²⁾。

(2) メモ形式の書面

A4やA3の用紙に弁護人の最終弁論を、項目ごとに見出しや内容を箇条書きにして記載したメモを配布書面とするものである。その配布時期については、陳述前に配布する場合と陳述後に配布する場合とがある。検察官は、裁判員裁判の冒頭陳述や論告においてこうした形式の配布書面を事前に配布して用いることが一般的となっており、弁護人にもこのような形式の配布書面を用いる例が比較的多い。

こうした配布書面は「論告メモ」「弁論メモ」と呼ばれることがあるが、一口に「メモ」と言っても、記載される情報量は様々である。陳述する事項の見出しや結論等を簡潔に記載しただけのものもあれば、項目ごとに箇条書きされてはいるものの、口頭で陳述する内容が、ほぼそのまま文章形式で記載されたものもある。

記載の体裁についても、単語や短文を箇条書きに上から下に向けて並べて記載するのものもあれば、文字に色や下線、枠囲み等の装飾をする、記載された内容の関係を図示する、表形式で整理する、模式図やイラストで説明を加える等の方法で弁護人の主張の構造と内容を視覚的に示す工夫をほどこしたものの等もあり様々である¹³⁾。

このようなメモ形式の配布書面には、陳述の補助としての機能と、評議の補助としての機能を持たせることができる。

すなわち、弁護人の主張の構造が、項目立てや図表により一覧性を持って明示され、個々の論点についての結論と理由が簡潔に整理して記載された配布書面を陳述前に配布すれば、裁判官・裁判員がそれを参照しながら

陳述を聴くことによってその理解を助けることができる。ただし、体裁は一応箇条書きのメモ形式でも、陳述内容がほぼそのまま記載されている配布書面を陳述前に配布すれば、原稿形式の配布書面と同様に裁判官・裁判員の意識が書面の文字を「読む」ことに集中してしまい、陳述を「聴く」ことへの集中や弁護人とのアイ・コンタクトを失わせる危険がある。

また、書面の記載と口頭の陳述とのリンクにも注意を要する。たとえば、最終弁論において、A、B、C、Dという4つの項目を、この順序で述べる際に、弁護人がBとDについての陳述内容の要旨のみが記載されたメモ形式の書面を事前配布することがある。しかし、このようなことをすれば、聴き手である裁判官と裁判員は弁護人がAやCについて陳述をしている間、配布書面のどこにそれらが記載されているのか探して戸惑うことになる。同様に、口頭ではA→B→C→Dの順序で陳述されるのに、配布書面にはA→C→B→Dという順序で記載されている場合も聴き手は戸惑う¹⁴⁾。また、資料の全体あるいは大部分に図表を用いて作成された配布書面は、紙面を上から下へと縦方向に見ていけばよい文字情報主体の配布書面と異なり、縦横のどちらに向かって見ていけばよいのか一見してわからないものも多く、その点に配慮した陳述をしなければ、聴き手に大きな混乱をもたらす¹⁵⁾。

最終弁論の聴き手が受けるこれらの戸惑いや混乱は、陳述内容への集中力を大きく削いで、理解を著しく妨げるとともに、そのような戸惑いや混乱を与えた弁護人の主張に対する信頼をも損ないかねないから極力排除され

12) 最高裁判所・前掲注4)「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(令和元年度)」には「弁護人の資料は文章が長く、強調したいポイントが分かりにくかったです。もう少し見た目でも分かり易いまとめ方をして頂くと理解し易くなると思います。」(176頁)という裁判員の指摘がある。

13) 最終弁論におけるメモ形式の配布書面の例として虫本良和「配布資料の作り方」季刊刑事弁護77号39頁、39頁以下(2014)、司法研修所刑事裁判教官室編『プラクティス刑事裁判(平成30年版)』(法曹会、2019)別冊25頁。

14) 最高裁判所・前掲注4)「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(令和元年度)」には弁護人の配布書面について「レジュメ通りの進行ではなくあっちこちに話がいついていたため少し分かりにくかった。」(176頁)という裁判員の指摘がある。

15) 最高裁判所・前掲注4)「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(令和元年度)」には検察官と弁護人双方に対する指摘として「配布された資料の一部に初見には難しく読み取りづらい部分が見受けられた。」(177頁)という裁判員の指摘がある。

なければならない。

メモ形式の配布書面は、原稿形式よりも一覧性があるため、裁判官・裁判員の評議の場で、各人が、迅速に論点となっている事項についての記述を見つけ出し、その内容を引用する際にも利便性が高い。また、前述のとおり、現在の裁判員裁判では、検察官が論告に際して、その主張の構造を明示して結論と理由を箇条書きで示したメモ形式の配布書面を用いることが一般的であるため、弁護人がメモ形式の配布書面を用いれば、検察官の配布書面と対比して検討しやすい。ただし、一覧性を重視するあまり、A4またはA3見開き1枚に、多くの文字が詰め込まれた書面となってしまうと、見づらくなるため、陳述の補助としても評議の補助としても有効性が低くなる。また、弁護人が色や図形、矢印等で装飾を凝らした複雑な図表を利用して陳述内容を整理した配布書面は、作成した弁護人自身が考えているほどは他人にわかりやすすくない場合があることに注意を要する。こうした図表の体裁や整理の仕方には、作成者の思考の流れやイメージが色濃く反映されるが、そこには個人差があり、それを弁護人と裁判官や裁判員の全員が的確に共有することは必ずしも容易ではないからである。「読み解く」作業が必要な複雑な書面は、事前に配布すれば聴き手の陳述への集中を妨げるリスクがあり、事後に配布するだけでは評議の場で正しく読み解かれずに弁護人の主張が正確に伝わらないリスクがある。

メモ形式の配布書面は、現在、実際の裁判員裁判で多くの弁護人が用いているが、紙面の情報量や体裁、配布時期、口頭で陳述する内容とのリンクについて慎重に検討した上で事案に応じた適切な内容のものを作成しなければ十分な効果を上げられず、むしろ最終弁論による説得を妨げるリスクがあることに留意すべきである。

(3) スライドを印刷した書面

後に詳述するとおり、弁護人は、最終弁論の際に、法廷のモニタにプレゼンテーションソフトで作成したスライドを映し出して視覚資料として利用することがある。弁護人がこのようなスライドを利用した場合に、その内

容を紙に印刷した書面を裁判官・裁判員に配布することがある。体裁はA4用紙1枚にスライド1枚を印刷することもあれば、縮小サイズのスライドをA4用紙1枚に複数並べて印刷することもあり、いずれにせよ、スライドの枚数が多ければそれだけ配布書面の枚数も多くなる。配布時期は、陳述時にはモニタにスライドの内容が視覚資料として映し出されるため、陳述の終了後に、評議における補助を目的とした資料として配布されるのが一般的である。

しかし、視覚資料として用いたスライドを印刷した物を配布書面とした場合に、それが評議を補助する十分な機能を持つかについては疑問がある。争点が多岐にわたる事件や証拠の議論の内容が複雑な事件では、スライドの枚数が多数に及ぶ可能性がある。たとえば30枚のスライドをA4用紙1枚に6枚ずつ並べて印刷すると、同じサイズの長方形のスライドが並んだ5ページの配布書面ができて上がる。しかし、視覚的には5ページに同じサイズ、同じレイアウトで並べられた各スライドが、論理的には並列の関係だとは限らない。たとえば1枚目のスライドに記載された事項の下位の項目が2枚目、4枚目、7枚目に記載された3項目であり、その3項目のさらに下位の項目が3枚目(2枚目の下位項目)、5、6枚目(4枚目の下位項目)、8、9、10枚目(7枚目の下位項目)に記載されているということは珍しくない。そのような論理的な階層構造を、スライドが並列的に印刷された複数枚の配布書面からの的確に把握して、評議における議論に的確に反映させることは、特に裁判員にとって困難を伴う。

そのため、口頭の陳述を補助するために、スライドを視覚資料として用いて最終弁論をおこなう場合でも、評議の補助としての配布書面については、スライドをそのまま印刷したものをを用いるのではなく、別途、評議の補助に適した書面の作成を検討すべきである。

2 視覚資料の例

(1) スライド

裁判員裁判で用いられる法廷には、裁判

官・裁判員が着席する法壇、当事者席、証言台に液晶ディスプレイが設置されている。また、法壇の左右の壁（当事者席の頭上）にも大型ディスプレイが設置されている¹⁶⁾。当事者席にはこれらのディスプレイにパソコン内のデータを出力する接続端子がついたケーブルが備え付けられているので、検察官や弁護人は、持参したパソコンの端子にケーブルを接続して、パソコン内のデータを法壇内のディスプレイに映し出すことができる。検察官は、裁判員裁判の証拠調べでは、このディスプレイに、証拠の写真や図面等を映しながら書証を朗読することが一般的となっている。

この機能を利用して、弁護人は、弁論の際に、口頭の陳述を補助するための資料を裁判官と裁判員に示すことができる。通常はPowerPointやKeynote等のいわゆる「プレゼンテーションソフト」で作成した複数枚のスライドを陳述の進行に合わせて順次示すことが多い。その内容は様々であり、口頭で陳述する内容の要旨を文字情報で映し出して耳で聴く際の補助とする場合もあれば、陳述で引用する取調べ済みの証拠、たとえば現場の写真や、負傷箇所を示した人体図、関係者のメールのやりとり等を映し出してその内容の記憶喚起を補助する場合もある。

視覚資料としてスライドを用いる利点は、その陳述内容に合わせた多彩な表現を、適時に用いることができることである。スライド作成に用いられるプレゼンテーションソフトでは、スライドにアニメーション効果を設定できるため、複数のスライドを順次映し出すだけでなく、ひとつのスライドの中で、文字や写真を順番に映し出したり、図面上に矢印を表示させて強調したい部分を図示したりする等の効果を加えることができる。もっとも、画面上に情報を詰め込みすぎたり、あまりに凝ったアニメーション効果を加えたりすることは、かえってわかりにくかったり、目

障りになったりして陳述内容への理解や集中を阻害することになりかねないため注意が必要である。

また、裁判官・裁判員がスライドを見るために利用するディスプレイは、弁護人が陳述する場所¹⁷⁾から離れた、法壇の机上に設置されている。しかも、9人の裁判官・裁判員に対して設置されているディスプレイは5台しか無いため、正面にモニタが設置されている裁判長以外の裁判官・裁判員は、顔をやや横に向けて隣の裁判官や裁判員との間に置かれたディスプレイを見ることになる。そのため、裁判官・裁判員がディスプレイを注視した状態が続くと、弁護人とのアイ・コンタクトが失われるという問題がある。

(2) 大型パネル

スチロール樹脂等でできた大型のパネルに、弁護人が陳述する内容の要旨や、引用する証拠等を紙に印刷して予め貼り付けたものを用意し、陳述の進行に合わせて裁判官・裁判員に示す方法である。これは前項のスライドを、デジタルではなく、いわばアナログ的に作成して利用する方式といえる。この方式であれば、弁護人は、パネルを手を持ちたり、自分の立ち位置の近くに設置したイーゼルに立て掛けたりして陳述できるため、裁判官と裁判員の意識が視覚資料だけに向いてしまうことを避けることができる点で、ディスプレイ上にスライドを示す方式よりも優れた面がある。

他方で、複数枚のパネルを用意する必要がある場合には、準備や持ち運びに労力を要すること、予め内容を印刷した紙をパネルに貼り付けて利用する場合、当日、陳述の直前になってからの内容の修正が困難であること等のデメリットがある。

(3) ホワイトボード

前項と似た方式であるが、法廷内に用意した大型のホワイトボードに、弁護人が陳述の進行に合わせてマーカーで文字を書き込んだ

16) 裁判所WEBサイト「裁判員裁判のための施設の紹介」(https://www.saibanin.courts.go.jp/introduction/saibanin_sisetsu/index.html, 2021年7月22日最終閲覧)。

17) 裁判員裁判において弁護人が陳述する場所は、当事者席か、証言台付近が一般的である。最終弁論は、法壇の上に横一列に並んだ裁判官・裁判員の全員が陳述する弁護人の姿に注目しやすい証言台付近でおこなうことが望ましい。

り、予め用意しておいた文字や図表が記載された紙等を磁石等で貼り付けたりして、口頭の陳述の補助とする方式である。

この方式は、パネルに予め記載した文字や図表を示す方法と異なり、より柔軟・多彩な表現が可能となる。陳述に合わせて、ホワイトボードに文字や図表を貼り付けていたり、すでに貼り付けたそれらを別の場所に移動させたりすることによって、プレゼンテーションソフトでスライドにアニメーション効果を設定した場合と同様の視覚効果をもたせることもできる。そうした動きのあるプレゼンテーションは、裁判官・裁判員の注意を惹きつける効果も高い。また、予め内容が印刷されたパネルを用いる場合に比べれば、直前に内容を修正することも難しくない¹⁸⁾。

他方で、口頭の陳述と並行して、このようなプレゼンテーションをよどみなくおこなうには事前に入念な準備が必要となる。準備が不十分なまま当日にのぞみ、陳述の途中で立ち往生したり、ホワイトボード上に示された内容がまとまりを欠いたものとなったりすれば、大きなマイナスとなる。

なお、法廷でホワイトボードを用いる場合は、事前に裁判所側に申し入れ、法廷内に準備するよう求める必要がある。また、設置場所についても裁判所と事前に協議しておく必要がある¹⁹⁾。

裁判員裁判の最終弁論における配布書面・視覚資料の利用方法について

以上を踏まえて、裁判員裁判の最終弁論において、陳述の補助と評議の補助という2つの目的で配布書面・視覚資料を効果的に利用する方法を検討する。

1 メモ形式の書面を陳述前に配布する方法

最終弁論の要点をメモ形式で記載した書面を陳述に先立って配布し、裁判官・裁判員にはそれを適宜参照しながら陳述を聴かせることで陳述の補助とするとともに、同じ書面をそのまま評議の補助としても利用させる方法である。現在おこなわれている裁判員裁判では、検察官はこの方法によることが一般的となっており、弁護士も同様の方法によることが少なくない。

この方法のメリットは、裁判官と裁判員が最終弁論の陳述を聴きながら参照した配布書面を、そのまま評議の場でも利用するため、評議の際にその配布書面を見て弁護士が主張した内容の記憶喚起が容易になることである。たとえば大学等で、講義内容が記載されたレジュメを見ながら講義を聴き、家に帰ってから復習のためにそのレジュメを見返して講義内容を思い出すのと似ている。特に、図表が用いられたメモ形式の書面は、陳述を聴く際に手元になければ、陳述後に配られても、どのように読み解けばよいかわからず、評議の場で十分に活用されない危険があるため、事前に配布しておくか、配布書面以外の視覚資料を用いる等して同じ図表を陳述時に示しておく必要がある。

また、陳述内容の要点がメモ形式で記載された書面が事前に配布されて手元があれば、裁判官・裁判員は、後の評議のために陳述内容を詳しくメモしておく心配をせず陳述を聴くことに集中することが可能になる。

他方で、このように陳述の補助としての機能と評議の補助としての機能の両方を過不足なく持たせた配布書面を作成することは意外と難しい。特に、複雑な事件や争点が多い事件で、陳述する内容が多岐にわたる事件で

18) 最終弁論におけるパネルやホワイトボードの活用例として、古川美和「弁論におけるビジュアルエイドの利用方法」季刊刑事弁護 77号 46頁(2014)、神山啓史「事例報告① 情状事件の弁論——強盗致傷共犯事件(主観的併合)」季刊刑事弁護 77号 53頁(2014)。

19) 裁判所からは、法廷の秩序を維持する法廷警察権(裁判所法第71条)を根拠に、大型のホワイトボードを証言台の近くに法壇に向けて設置すると、公判中、裁判長が傍聴席の様子を確認できなくなることへの懸念が示される場合がある。

は、評議の補助として必要な内容を書面に記載しようとする、配布書面の情報量や枚数が多くなることを避けたい。しかし、そのような書面を陳述に先立って配布すれば、原稿形式の書面を配布して陳述する場合と同じように、裁判官・裁判員が配布書面を読むことに気を取られてしまい、口頭での陳述への注意を削いでしまう危険性が高い。

そのため、メモ形式の配布書面を事前に配布して陳述の補助としても、評議の補助としても使用する方法は、公訴事実の存否を含め事実認定に争いがなく、もっぱらそれらの量刑事情としての評価、すなわち量刑のみが問題となる事件や、事実認定上の争点があったとしても比較的単純な内容で論じるべき証拠の数が少ない事件、より具体的には、A4またはA3サイズの書面1枚に、陳述内容の要旨を一覧性のある簡潔なメモ形式で記載すれば、評議の補助としても十分といえる情報量の事件には適しているが、それ以上の情報量を記載する必要のある事件では、以下で挙げる他の方法も検討すべきである。

2 メモ形式の書面を陳述前と陳述後に2種類配布する方法

前項で見たように、最終弁論で論じる内容が多い事件では、評議の補助に必要な情報を記載した書面は、陳述を補助する資料としては情報量が多すぎるため、事前に配布することは適切でないことが多い。

そこで、陳述の補助としては、別途書面を配布する方法が考えられる。事前配布する書面には、陳述の補助に必要な情報、たとえば項目ごとの見出しや、陳述内容を理解するための図表だけを記載した一覧性のある書面を利用し、陳述後にその中身、つまり評議の補助として必要な陳述内容の要旨をメモ形式で記載した書面を配布する、という方法である。

このような2種類の配布書面を作成する実際の手順としては、最終弁論のうち、評議の補助として必要な内容をメモ形式の書面として陳述後の配布用に完成させた上で、そこから陳述の補助としては不要な、すなわち情報

過多と思われる記載を削除して一覧性のある簡潔な書面の形にしたものを陳述前の配布書面とするのがよい。このような方法は、単に簡便というだけでなく、事前配布用と事後配布用の2種類の書面における色使いやフォント等表記の体裁、用語、論点の記載順序が統一されるため、前者の書面を参照しながら最終弁論を聴いた裁判官・裁判員が、評議の場で後者の書面を参照する際に違和感を受けることなく、最終弁論の内容を記憶喚起する資料として利用しやすいと考えられるからである。

もっとも、この方法による場合、口頭の陳述を聴く際の裁判官・裁判員の手元には簡潔な内容の書面しか無いため、後の評議における記憶喚起のために陳述内容のメモをとることに熱心になってしまう者が出てくる可能性がある。そのような事態を避けるため、陳述前の書面配布の際に、別途最終弁論の要旨を補充した書面を陳述後に配布する旨を説明するか、あるいはその旨を配布書面に記載しておくとうい。

3 視覚資料としてスライド等を用いて陳述した後にメモ形式の書面を配布する方法

最終弁論の陳述をする際には書面を配布せず、IV 2(1)で紹介したスライド等の視覚資料を用いて陳述の補助とした上で、陳述後に評議を補助する目的でメモ形式の書面を配布する方法である。

情報量を絞ったとしても、陳述前に何らかの書面を配布すれば、裁判官・裁判員の意識がそちらに向いてしまうことは避け難い。そこで、聴き手を口頭の陳述内容に集中させつつ、書面を配布する以外の方法、すなわちスライドやパネル等の視覚資料を用いて陳述の補助とすることが考えられる。ただし、こうした視覚資料は、その特性に応じて適切に利用しなければ十分な効果を上げることは出来ない。特に、プレゼンテーションソフトで作成するスライドには、ひとつの画面に多くの文字情報を記載することも可能であるが、そのようなスライドを陳述中表示すれば、裁

判官・裁判員は画面上の文字を読むことに気を取られてしまうことになる。

また、スライドにせよ、パネルやホワイトボードにせよ、必要のない場面では、画面表示を消す、あるいはパネル等を隠したり裏返したりして、裁判官・裁判員が、目の前で陳述されている内容とは関係ない視覚資料の内容に気を取られないようにしなければならない。

他方、視覚資料として用いたスライドやパネル等が評議の補助としても十分な機能を持つとは言い難い。弁護人がスライドのデータを提供してもそれを自由に再生できるパソコンが各自に与えられているわけではないし、多数のスライドを紙に印刷した書面は、前述のとおり評議の補助には不向きである。パネル等は、仮に評議室に持ち込まれたとしても各自が手で自由に参照することは困難である。

そこで、スライド等の視覚資料を用いて最終弁論を行なう場合の弁護人は、別途、陳述した内容の要旨をメモ形式でまとめた書面を陳述後に評議の補助とする目的で配布する必要性が高い。

その際に注意すべき点は、視覚資料を用いて陳述した内容と配布書面の内容に齟齬が生じないようにして統一感を持たせることである。最終弁論の内容を配布書面によって正しく記憶喚起するためには、視覚資料として用いた図表等を、そのままの体裁で配布書面に掲載すべきである。また、視覚資料のスライド等に表示した用語や言い回し等も、できる限り同じものを配布書面に記載することが望ましい。視覚的に印象に残っているのと異なる用語や言い回しが配布書面で用いられていると、評議で初めてその配布書面を見た裁判員は「ここに書いてあることは、先程弁論で聞かされた話と同じなのだろうか」との疑問を持つことになる。このように視覚資料と配布書面の内容に齟齬が生じないようにするためには、弁論直前に一方を修正した場合に、他方をそれに合わせて修正することを忘れないように注意しなければならない。

また、前項の配布書面を事前と事後の2種類に分けて用いる場合と同様に、視覚資料の

みを示されて最終弁論を聴く裁判官・裁判員が、後の評議のためにメモをとらなければと考えずに、陳述に先立って、最終弁論の要旨をまとめた書面を陳述後に配布する旨を説明しておくといよい。

VI. おわりに

筆者の裁判員裁判における弁護活動の経験や他の弁護人の活動例等を踏まえて、最終弁論における配布書面・視覚資料の利用方法を検討した。

あらためて強調しておきたいことは、裁判官・裁判員の説得のために最も重要なことは、公判準備の段階で、証拠を十分に検討して弁護人の主張が正しいといえる論拠を確立し、それを説得的に伝える優れた最終弁論を練り上げることである。出来の悪い最終弁論が、素晴らしい配布書面や視覚資料によって補われることはありえない。しかし、だからといって、最終弁論の内容が確定するまで、配布書面や視覚資料の準備をせず、公判期日の直前になってからおこなうことも正しくない。公判に向けた準備の中で、ひとまず最終弁論の内容が一旦整ったのなら、できるだけ早い時期に配布書面や視覚資料の準備にも取り掛かるべきである。最終弁論の内容を裁判官・裁判員に十分理解させ、評議で支持される配布書面や視覚資料を作成する作業には、自身の最終弁論を、裁判官・裁判員の立場から客観的に見ることが不可欠である。その作業の中で、最終弁論の論理に飛躍があることや、より適切な議論の順序があること等に気付かされることは決して少なくない。

最終弁論における配布書面や視覚資料には、全ての事件で共通する正解はなく、弁護人が、個々の事件の特徴に合わせて創意工夫を凝らさなければならない。その努力が、最終弁論の精度を上げることにもなる。筆者もいまだに試行錯誤を重ねている途中であり、本稿で検討した内容を自身の弁護活動に反映させ、より説得力のある最終弁論を目指したい。

(いわもと・けんぶ)